

平成29年第8回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成29年12月14日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問

○出席議員（11名）

1 番 村 田 定 人 君	2 番 金 木 直 文 君
3 番 阿 部 和 也 君	4 番 船 本 秀 雄 君
5 番 小 寺 光 一 君	6 番 熊 谷 俊 幸 君
7 番 平 山 美 知 子 君	8 番 磯 野 直 君
9 番 逢 坂 照 雄 君	10 番 寺 沢 孝 毅 君
11 番 森 淳 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	三 浦 義 之 君
総 務 課 長	飯 作 昌 巳 君
総 務 課 電算共同化推進室長 兼電算管理係長	金 子 伸 二 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	門 間 憲 一 君
総務課情報管理係長	道 端 篤 志 君
地 域 振 興 課 長	酒 井 峰 高 君
地 域 振 興 課 主 幹	木 村 和 美 君

財 務 課 長	大 平 良 治 君
財務課財政係長	葛 西 健 二 君
町民課長兼住宅係長	室 谷 眞 二 君
町民課総合受付係長	蟻 戸 貴 之 君
町民課町民生活係長	熊 谷 裕 治 君
福 祉 課 長	今 村 裕 之 君
福祉課子ども係長	宇 野 延 仁 君
健康支援課長	更 科 滋 子 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥 山 洋 美 君
健康支援課介護保険係長	金 丸 貴 典 君
健康支援課保健係長	村 上 達 君
建 設 課 長	三 上 敏 文 君
建設課主任技師	石 川 隆 一 君
建設課主任技師	笹 浪 満 君
建設課管理係長	更 科 信 輔 君
建設課土木港湾係主査	山 平 博 久 君
上下水道課長	宮 崎 寧 大 君
上下水道課主任技師	吉 田 吉 信 君
農 林 水 産 課 長	鈴 木 繁 君
農林水産課農政係長	佐々木 慎 也 君
農林水産課水産林務係長	木 村 康 治 君
商 工 観 光 課 長	熊 木 良 美 君
商工観光課観光振興係長	富 樫 潤 君
商工観光課商工労働係長	大 西 将 樹 君
天 売 支 所 長	敦 賀 哲 也 君
焼 尻 支 所 長	棟 方 富 輝 君
学校管理課長 兼 学 校 給 食 センター所長	春日井 征 輝 君
学校管理課総務係長	近 藤 優 樹 君
学校管理課学校教育係長	藤 井 延 佳 君
社会教育課長 兼 公 民 館 長	渡 辺 博 樹 君
体育振興係長	
社会教育課社会教育係長	高 橋 司 君
農業委員会事務局長	高 橋 伸 君
選挙管理委員会事務局長	飯 作 昌 巳 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上	顕君
総務係長	杉野	浩君
書記	土清水	彬君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから平成29年第8回羽幌町議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成29年第8回羽幌町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、師走に入り何かとご多用の中ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

今年も残りわずかとなりましたが、1年を少し振り返ってみますと、我が国の経済は緩やかな回復基調が続いており、先行きについても雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって穏やかに回復していくことが期待されております。一方、海外経済の不確実性やマイナス金利政策などによる金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされており、依然として不透明な状況にあります。

このような中、本町においては、開基120年の節目を迎えたところであります。明治30年7月に戸長役場が開庁され、苛酷な自然状況のもと幾多の困難に立ち向かいながら、明日の反映を夢見て未開の大地を耕し、農場を開き、漁場を開拓し、港や道路をつくるなど、さまざまな生活基盤を整え本町は発展してまいりました。こうした今日あるのは、私たちの祖先を初め、諸先輩皆様方の並々ならぬご苦勞とたゆまぬ努力の積み重ねから築き上げられた礎により、基幹産業としての漁業及び農業が確固たるものとなったからであり、ここに深く敬意と感謝を申し上げますところであります。今後においてもこれまでのまちづくりを継承しつつ、活気あふれる羽幌として後世に引き継ぐことが今の時代に生きる我々の責務であり、このことからさまざまな課題を解決しながら、各種施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、10月には衆議院議員総選挙が行われ、我が町が関係する北海道10区より3人の方がご当選されました。心からお喜び申し上げますところであります。今後においては、機会あるごとに本町の現状を説明させていただき、町の発展のために特段のご支援、ご指導をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、基幹産業について、初めに農業であります。6月から7月にかけて曇天が続き、日照時間が平年を下回りましたが、8月には天候も回復し、その上旬には高温多照となりました。7月の集中豪雨による被害も一部ありましたが、農作物全般的においては平年並みの収量となったところであります。水稻は、いもち病などの水稻病害虫の被害が昨年に続き少ない状況にありました。品質は、低たんぱくな良質米として高い評価を受けており、収量については登熟がおくれた影響もあり、平年並みとなっております。また、11月に

開催されたゆめぴりかコンテスト2017において留萌地区のお米が最高金賞に選ばれており、農業者各位のご努力と関係機関のご支援によるものと敬意を表したいと存じます。麦は、起生と幼穂の形成は例年より早かったものの、その後の天候の低迷により粒はやや小さ目となりましたが、品質及び収量については平年並みとなっております。大豆は、6月の低温により生育がおくれた状況にありましたが、8月の好天で生育の回復が見られ、秋の強風においてもさや落ちは少なく、収量は平年並みとなりましたが、品質については昨年と比べ一回り小さくなったところであります。

なお、漁業については、この後の行政報告にて詳しくご説明申し上げます。

さて、本定例議会に提案いたしております案件は、監査報告1件、議案として条例案2件、過疎計画の変更1件、工事請負契約の変更2件、平成29年度補正予算案3件、諮問として人権擁護委員の推薦1件の合わせて10件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

2番 金 木 直 文 君 3番 阿 部 和 也 君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

12月7日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、熊谷俊幸君。

○議会運営委員会委員長（熊谷俊幸君） 報告します。

12月7日、議会運営委員会を開催いたし、今定例会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

定例会における提出案件は、報告1件、議案8件、諮問1件、発議2件、都合12件、加えて一般質問4名5件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、定例会の会期は本日から15日までの2日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、行政報告、一般質問の審議をもって終了といたします。明15日は、報告、一般議案、補正予算、諮問、発議の審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特

段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日から12月15日までの2日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの2日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成29年度8月分から10月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、金木直文君。

○総務産業常任委員会委員長（金木直文君）

平成29年12月14日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会
委員長 金 木 直 文

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成29年10月11日

- (1) 公園視察（オロちゃんランド、はぼろバラ園）
- (2) 観光事業の現況について

平成29年11月 7日

除排雪業務について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることといたします。
以上です。

○議長（森 淳君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、磯野直君。

○文教厚生常任委員会委員長（磯野 直君）

平成29年12月14日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会
委員長 磯野 直

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成29年11月 9日

- (1) 離島運賃割引事業について
- (2) 空き家対策について
- (3) 羽幌町武道館の建て替えについて

平成29年11月17日

国民健康保険事業の都道府県単位化について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることといたします。
以上です。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 淳君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成29年羽幌町漁業の水揚げ状況についてご報告を申し上げます。

北るもい漁業協同組合の販売取り扱い高は、本年11月末の時点で約60億6,000万円と前年同月と比較して2億8,200万円余り増加し、年間事業計画であります52億5,000万円を既に達成しており、漁業者各位のご努力と関係機関のご協力により達成されたものと敬意を表したいと存じます。漁獲量及び魚価を前年と比較いたしますと、

まず漁獲量ではホタテ、タコ、サケ、マイカ、ホッケなどでふえておりますが、エビ、カレイ、ヤリイカ、ウニ、ナマコなどについては減少している状況にあります。また、魚価であります。ホタテ半成貝、ホタテ成貝、サケ、ウニなどで大幅に上昇しており、ナマコについては例年よりもサイズが小さく、漁獲量も低調であったことから、操業期間を短縮して漁を終えておりますが、魚価の上昇により昨年を上回る水揚げ高となっております。

次に、町内の状況であります。羽幌本所の総漁獲量及び販売取り扱い高は、前年に比較して523トンの増、約1億5,200万円余りの増となっており、年間販売取り扱い計画額20億に対し約22億1,000万円であり、既に計画を達成しているところであります。天売支所においては、同じく前年に比較して7トン増の約2,470万円の減となっておりますが、年間販売取り扱い計画額では3億4,000万円に対して約3億6,200万円であり、既に計画を達成しているところであります。焼尻支所においては、同じく前年に比較して15トンの増、約1,000万円の増となっており、年間販売取り扱い計画額2億9,000万円に対し約3億5,600万円であり、こちらも既に計画を達成しているところであります。

次に、地区ごとの主要魚種の漁獲量と魚価、販売取り扱い高の動向を昨年と比較いたしますと、羽幌本所はエビの漁獲量は107トンの減、魚価高であります。約1億4,000万円の減、カレイ類は62トンの漁獲量減、魚価安となり、2,790万円の減、ホタテ成貝は22トンの漁獲量減、魚価高となり、2,800万円の増、タコは90トンの漁獲量増、魚価安であります。約2,600万円の増、サケは2トンの漁獲量増、魚価高となり、約5,254万円の増、ナマコは29トンと漁獲量減、魚価高となり、約1,242万円の増となっております。天売支所は、カレイ類の漁獲量が7トンの増、魚価高となり、約327万円の増、ホタテ稚貝は16トンの漁獲量減、魚価高となり、前年同様の実績、ホタテ成貝は前年同様の漁獲量であり、魚価高のため約1,000万円の増、タコは46トンの漁獲量増、魚価安であります。約1,100万円の増、ヤリイカは47トンの漁獲量減により、約3,890万円の減、ウニは13トンの漁獲量減、魚価安となり、約2,480万円の減、ナマコは1トンの漁獲量増、魚価高となり、約1,400万円の増、タラは6トンの漁獲量増、魚価安となり、350万円の減となっております。焼尻支所は、ホタテ稚貝の漁獲量が13トンの減、魚価高となり、前年同様の実績、ホタテ成貝は前年同様の漁獲量であり、魚価高のため約540万円の増、タコは86トンの漁獲量増、魚価安であります。約3,000万円の増、ヤリイカは43トンの漁獲量減により約3,650万円の減、ウニは5トンの漁獲量減、魚価安となり、約1,100万円の減、ナマコは昨年同様の漁獲量であり、魚価高のため、約3,340万円の増となっております。

以上、年間販売取り扱い計画額及び前年実績を比較した状況についてご報告申し上げますが、本年は主要魚種で魚価の上昇が見られましたが、その反面漁獲量は減少しておりますので、今後の動向を十分に注視してまいります。また、本年もトドやアザラシの来遊

時期が来ており、ますます厳しさが増す漁業情勢ではありますが、年末に向けての魚価の上昇と大漁を願っております。

以上、漁業の水揚げ状況についての報告といたします。

次に、11月11日から12日にかけての低気圧による暴風被害の状況についてご報告を申し上げます。本年は、東京や仙台での連続雨量の記録や7月に発生した長寿台風など全国的に異常気象となり、本町におきましても7月に1時間当たり最大で47ミリの大雨を記録いたしました。さて、11月11日から翌12日にかけて急速に発達した低気圧の影響により、留萌地方においては暴風が吹き荒れたところではありますが、羽幌測候所では34.9メートル、焼尻では11月の観測史上最高を更新する37.2メートルの最大瞬間風速を記録いたしました。この暴風の影響により、住宅や農業施設等に被害が発生するなど、我々の生活に大きな被害をもたらしたものであります。幸いにも町民の生命に係る被害はなかったものの、自然の猛威と厳しさを改めて思い知らされたところであり、被害に遭われた方々には心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、今回の暴風により発生いたしました被害について、現段階において確定しております内容をご報告させていただきます。まず初めに、居住している住宅や車庫、倉庫等の被害ではありますが、屋根トタンや外壁の破損など34棟の一部損壊となっております。なお、いずれの被害におかれましても、ふだんの生活において深刻な支障は来さなかったものと推察しております。次に、農業被害ではありますが、D型倉庫の倒壊や倉庫屋根トタンの飛散など、農業施設10件の被害がありました。幸いにも収穫後のことでありましたことから、農作物の被害がなかったことは関係者一同安堵したところであります。次に、公共施設や教育施設等の町有施設ではありますが、特別養護老人ホームの屋根トタンが剥がれ、街路灯の倒壊、天売高校体育館の窓ガラスの破損、焼尻郷土館の窓枠の破損など、合わせまして21件の被害を受けたところであります。最後に、街路樹の倒木やごみステーションの転倒など、その他といたしましては13件の被害を受けております。

今回の被害状況をまとめますと、全体で78件、その被害金額については大半が住宅や車庫、倉庫の一部破損であることから、全体での被害額は把握しておりませんが、農業用施設では約180万円となっております。なお、被災箇所の復旧などに向けては、関係機関の協力のもと作業を進めておりますことをご報告申し上げます。

以上、低気圧の影響による暴風の被害状況を申し上げましたが、留萌開建からリエゾンの派遣などをいただくなど、関係機関の皆様には被害対応として多方面にわたりご協力賜りましたことにこの場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

今回の被害で失ったものはありますが、幸いにも人的被害はありませんでした。今後におきましても人命第一を優先に、関係機関などのご協力をいただきながら対応してまいりたいと考えております。また、今回の被害を初め、他市町村の被害をも教訓に、今後も関係機関との綿密な連携と町民の災害に係るさらなる意識の向上を図り、災害の防止に万全を期すべく対応してまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして、行政報告といたします。

○議長（森 淳君） これで行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第5、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。5番、小寺光一君、7番、平山美知子君、2番、金木直文君、10番、寺沢孝毅君、以上4名であります。

最初に、5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 中心市街地活性化の今後について。

11月9日に行われた羽幌町中心市街地活性化等調査研究特別委員会の中で、株式会社ハートタウンはぼろの現状について定期株主総会及び協議に関する経緯やアンケート結果等が報告されました。各議員から質疑があったが、行政側からは今後の会社への具体的な方向性が示されずにいました。11月29日の北海道新聞の記事では、前日の28日に3者協議が行われ、会社再建も選択肢として存続に含みを持たせていた町が新たな事業展開は望めず、解散やむなしと会社解散の了承に転じたと掲載されていました。また、早ければ12月中にも解散を正式に決定する臨時株主総会を開くとのことであります。行政の決断も理解はできるものの、新聞報道のみの情報で、町民や議会にも行政の考えや経緯などの情報を知らせないまま町の方針が決まり、進んでいくことに疑問を感じます。

中心市街地活性化事業には多くの町民がかかわり、多額の事業費を町が支出しています。また、施設の購入や検証事業においても町民や議会でも多くの議論がなされてきました。今回町の方針が決まったことにより、中心市街地活性化についてのこれまでの検証とこれから町が中心市街地活性化やまちづくりへの取り組みの方向性を示すべきと考えます。そこで、次のとおり4点について質問します。

1、会社の解散を了承した経緯と町の考え方や会社解散に向けた町の今後の対応は。また、町民や議会へより丁寧な説明や報告をするべきと考えるが、どうか。

2、会社が担っていたまちづくりを今後誰がどのような形で担っていくのか。

3、営林署跡地の利用等も含め、中心市街地活性化を町としてどのような計画で具体的に進めていくのか。

4、中心市街地活性化事業の計画段階からの経緯や各事業を含めしっかりと検証と評価を行い、公表することにより今後のまちづくりに生かすべきと考えるが、どうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員のご質問にお答えいたします。

1点目の会社の解散を了承した経緯と今後の対応等についてであります。会社への新たな取り組みに対するたび重なる要請に対し、会社の体制や後継者問題、財源の確保などの課題は提起されるものの、現状を改善する期待が少しも望めない実態にあることから、

清算はやむを得ないとの判断に至ったものであります。今後については、臨時株主総会を経て、会社側と解散及び清算の手続に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

また、町民や議会に対する説明と報告についてであります。町の広報紙などにおいて適切に対応するとともに、中心市街地活性化等調査研究特別委員会の中においても説明責任を果たしてまいりたいと考えます。

2点目の会社が担っていたまちづくりの今後についてであります。中心市街地におけるまちづくりは必要と考えており、商工会や商店街などと連携をとりながら、商工業者に対する各種補助支援制度の充実を図っております。今後においても制度の周知強化などを含め、商工業の振興発展に努めることがさらなるまちづくりにつながっていくものと考えております。

3点目の営林署跡地の利用などを含めた中心市街地活性化への計画についてであります。営林署跡地は商工会への貸し付けにより有効活用が図られており、中心市街地活性化については、町の総合振興計画に基づき商工会及び商店街振興会の関係者とも協議しながら、空き店舗の有効活用を図りつつコンパクトなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。また、ワンコイン商店街の実施、イルミネーションや夏季期間における造花の設置など商店街による自主的な取り組みも行われていることから、各イベントなどの展開とあわせ、にぎわいが戻ることに期待を寄せるものであります。

4点目の中心市街地活性化事業に関する検証と評価についてであります。ハートタウンの町有化については、株式会社ハートタウンはぼろの会計処理の違法性の有無を中小企業診断士等専門家に委託し、検証したことに加え、職員による商業複合施設に係る経営関係の経緯などについても検証を行ったところであります。また、これらの検証結果は、中心市街地活性化等調査研究特別委員会へ報告するとともに、町民の皆様に対しては要点をまとめたチラシにより周知、公表したところであります。町といたしましては、この検証結果を教訓として、今後のまちづくりへ生かしてまいりたいと考えております。

以上、小寺議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、再質問させていただきます。

まず、自分が議員になってから何回となく特別委員会なり、あと一般質問なり、予算委員会で中心市街地、それはハートタウンという施設だけの問題ではなくて、全体について何度も質問した経緯があります。今回町が決断したことは、かなり勇気の要る決断だったと思います。今までの経緯も含めて、なかなか進んでいかなかったことが進むという決断をしたことには理解はします。ただ、その決断をしたことによって、また新たな展開ですとか、そういうのが図られていくのではないかなということ今回質問させていただきました。

今回、先ほどの私の質問の冒頭にも話したのですけれども、本当に新聞の報道で見て、

えっと。いろんな方からもう解散したのだねというような情報、新聞での報道でしか私は知らされていなかったし、ちょうど20日ぐらい前に特別委員会で町側の見解としては、そこまでの決定の話は具体的になかったのです。その20日間でどういうふうに、会社側の要望なり、変化は20日間で余りなかったと思うのです。その以前から決断されているその答弁の中にあつた役員ですとか、会社の展望が見込めないというのはもうわかっていたことで、なぜその20日間で、具体的に何が庁内の中で議論されて決定に進んだかというのをより具体的にもうちょっと説明していただけますでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） ただいまの質問にお答えいたします。

会社の経過につきましては、ご存じのとおり、これまで株主総会等々2回をくぐって、その段階から常々会社としては清算、解散したいというような申し入れ状況にあつたということはご理解のあるところかなというふうに思っております。町としては、3者協議をこれまでも過去2年間にわたって何回も続けてまいりまして、その都度会社の体制ですとか、例えば町が支援したときにそれが実行可能になるかどうか、あるいはもろもろの事業展開を含めても会社として今後どう活躍をしていけるのかというようなところも含めて提案をしたり、その都度その協議の中で検証もしてきましたけれども、なかなかそれも体制的、財源的に前に進み切れないという状況の中で今まできているという状況にあります。

それらの状況を受けまして、そして11月の9日の日の特別委員会でそれまでの経過については委員の皆さんにお知らせをし、ある程度了解を得たというような状況の中で、かつ町としてはやはりけじめというものが必要であろうというようなことも含めて話もさせていただいたところであります。そのけじめについても、現状では会社側としては常々そういう株主総会の中で清算、解散について申し上げていて、会社として生きるすべはないと。したがって、アンケート調査をし、株主の動向も判断をしながらと、こういう状況の中で経過としてきている状況でありますから、町といたしましては11月の9日の特別委員会の状況も踏まえて、最終的にそういう解散、清算の方向性に至つたところでもあります。それで、11月の28日の日に3者協議を行いまして、社長側から臨時株主総会の中で会社側は今回の解散、清算に至つた経過についてきちんと説明をするというような話をいただきながら、最終的にはそういう了承というような形で、新聞、マスコミ報道になつたというような経過でございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 経過はわかりました。ただ、変化がない中で町の決断というのがどうなつたかというのは、心の問題なのかもしれないですけども、今後特別委員会で説明するということですので、町の見解もまた聞きたいと思ひます。

また、今後のスケジュール的なものなのですが、やつと町は清算に向けて了承することによって、具体的に町からの提案ですとか、そういう具体的なものが決まっているのであれば教えていただけますか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 今のところ具体的なスケジュールというか、流れとしてはもうほぼ会社に清算事務を委ねているという状況でありますので、臨時の株主総会については、今の予定では12月の25日に会社側が開催をするという予定になっているという話は伺っておりますが、具体的なそれ以降のスケジュールについては、臨時株主総会でそういう提案、議決がされた後に清算人の選任だとかそういうような事務が会社側で進みますので、それからのスケジュールになろうかと思えます。その以降については、まだ把握しておりません。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 町側からの要望、要請、どういう内容で清算していくかという株主としての意見、提案というのはあるのでしょうか。それとも、その総会の中で町としての提案というか、意向を伝えるのか、その辺今現状で決まっていることがあれば教えてください。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 現状では、協議の中では現在の会社の資産の部分がありますので、その財源があるうちに清算をしないと、それすらマイナスになるという状況にも至りかねませんので、そういう財源のあるうちに清算をしていく。当然経費もかかるわけですから、そういうやつも見込みながら、そして残った資産につきましては株主等に分配といたしますか、配当といたしますか、そういう形になろうかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 1番の質問の中で、議会への説明、町民への説明とイコールするとは思いますが、自分は特別委員会とその了承、結構大きな転換期だったと思うのです。それを新聞報道で知るといえるのはどうかなと。報告はするということだったので、それが株主総会の前なのか、後なのか、その辺も含めて自分は町が方向転換した段階で、やはり議会を通して町民に伝えるべきことが最初だったのかなというふうに感じています。

ハートタウン町有化についての検証の中に、ハートタウンはぼろに対する町の関与というところで、決定に至るまでの経緯は拙速だったと。議会、町民の支援の必要性、重要性を十分に説明して、理解を得てから決定することも可能だったと考えると。これは、町有化についてのことなのですけれども、町と町民とのやりとりも含めて、これはやっぱり丁寧に、総会が全部終わってからこうでしたという説明責任ではなくて、決まった段階ですぐに報告することが必要だったと私は思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 11月の28日の3者協議の中である程度方向性というものを示すときに、会社側としては当然年度内といたしますか、年度をくぐってしまうとまたいろ

んな経費等々もかかってくるということもあって、できれば年度内清算というような話もありましたし、そういう意味では町としてははずると引き続いても、2年、3年たっても先行き見通せないという状況の中でやむを得ない判断だったのかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 今聞いたのは、会社側に伝えて、報道に伝える前に議会に説明する機会を設けるべきだったのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 3者協議の会議の内容についてマスコミ取材等々があってというようなことで、そういう意味ではちょっと方向といいますか、説明の仕方が違ったのかなという思いもありますけれども、結果的にそういうような形で報道になったということでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） その3者協議で、その場で決めたわけではないですよ。ある程度町として方向性を持って3者協議に臨んだわけなので、その協議が終わった後に、協議の中で了承したのだということなのか、それとも自分としては以前に話し合っ、町の方方向性を持って3者協議に行ったと思うのですけれども、そうであればその間で議会に説明することが必要だったのではないかなということなのだと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の内容につきましては、報道発表が先で、議会に特別委員会があるのに後回しになったのではないかということであろうと思いますが、私も出張中でありまして、3者協議がその時点で調ったということで発表したのだらうと思います。順序が逆になったということにつきましては、私も幾分かそういうふうに思っておりますので、おわびを申し上げて、今後そういうふうにならないようにはしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 議会が偉いとかそういうのではなくて、報告する順番を間違えてしまうと、ちょっと違う方向にもいってしまう可能性もあるので、十分に気をつけて対応していただきたいというふうに思います。

続いて、2点目なのですが、会社が清算されるということで、自分としては会社が今まで担ってきた、そして担うべきであろう仕事がたくさんあったと思うのです。実際それが全て担っていたかどうかは疑問もあるのですけれども、それを誰がというところが結構重要で、当初の計画ではその会社がまちづくりのコーディネーター役になると。町民なり、町なり、商工会をコーディネートする係を担う。なので、特別委員会でもそういうまちづ

くりの会社は残すべきだという話もあったと思うのです。その会社がなくなるということで、今度は町が主体的に取り組んでいくと私は思うのですけれども、新聞の報道の中では担当課の名前も出して、そこが担当してやっていくというふうになっていましたけれども、その辺今回の1回目の答弁の中では具体的に誰がというところが抜けていたと思うのです。誰が今後まちづくりを主体的に、自主的に行っていくかお答えください。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） ご存じのとおり、今までのTMOにつきましてもハートタウンの本体の経営そのものに多大に関与していて、まちづくりという外向けの体制まで整っていなかったという状況はご存じのとおりかと思えます。現状そのような状況でありますので、その間も含めて町の商工観光課がそういう商業振興をベースにいろんな施策、支援方法等々を考えながら進めてきているという状況でありますし、今後についてもその辺については同様に進めていくものかというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 2点目、4点目も含めて、町が商工会とか商店街と連携をとりながらということで、各種補助支援制度の拡充を図っていききたいと。それは、またまちづくりと別で、会社が担っていたことではないと思うのです。自分の質問は、今まで会社が担っていた、担わなければいけなかったことなので、そのまちづくり会社が支援をするわけではないですよね。だから、それはまちづくり会社があってもなくてもしなくてはいけないことで、自分はまちづくり会社として、先ほど言ったとおり、今後どうしていきたいのかという判断になったときに、そこが役割を果たしてもらおう会社だと思っていたのです。ということは、町が本当にまちづくりのビジョンをつくって、補助事業ではなくて、どういう町を設計をして、今後10年、20年進んでいかなければいけないかということを示す、示すための作業をしていかなければいけないのだと思うのですけれども、それは町が今後、当たり前のことなのですけれども、やっていくということで、一応確認なのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） その件につきましては、これまでも町の総合振興計画ですとか、いろんな振興計画の中でビジョン等々も示しておりますし、本来であればTMOがまちづくりということをプロパーとして担っていただければというふうな思いもありましたけれども、現状そういう体制に至らないということで、今後は町が主導となって進めていかざるを得ないかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 次、3点目にも行くのですけれども、まずは確認します。中心市街地活性化基本計画は、計画は10年というくくりで終了しました。ただ、以前の一般質問なりの答弁の中で、新たな計画、私自身としては計画をつくったほうがいいのではないかと。環境基本計画とかさまざまな計画が継続されていると同じように、中心市街地活性化

化の基本計画も第2次ということでやったほうがいいのではないかと提案をしたのですけれども、計画は作成しないけれども、計画は継続されるというような答弁がありました。今回と同じようにコンパクトで活力ある中心市街地ということでうたわれているのですけれども、実際例えば振興計画、新たなもの、平成24年からのものには中心市街地については全く触れられていないのです。その前はどうかというと、その前にはきちんと基本的方針の中で商業機能の高度化を図り、中心市街地の活性化に努めますと。ただ、新たなものに関しては、中心市街地を活性化するという文言はないのです。計画もないし、先ほど振興計画に沿ってやると。それは、個々の施策に関してはつながっていくとは思いますが、答弁の中の振興計画にのっていますと、それをやるというところにはつながらない。文言が抜けているわけですから。この計画をつくる段階でも自分その点を指摘したのですが、あえて抜いたわけでもないですと。その後、完成品を見ても抜いてあったので、その辺中心市街地活性化を今後どういうふうに考えているのでしょうか。その辺お願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員の中心市街地の活性化について町としてこれからどういうふうに取り組んでいくのだというようなご質問であろうと思いますので、それについてお答えいたします。

今回はっきりと清算というような形になりまして、この計画が、悪い言い方で申しわけないと思いますけれども、頓挫したというような形にはっきりなるわけで、このことはやはり中心市街地の活性化ということは非常に難しいという状況で、一区切りというふうに私は感じております。そこで、議員おっしゃるような今後については、30年になるか、またその後になるかちょっとわかりませんが、仕切り直しで考えて、どういう方向性がいいのか。同じようなものをつくっても、また責任になる人は当然こういうような形になって、責任という単純な責任でなく、金銭的な責任も負うようなことにもなりかねない状況でございますし、大きなデパートといいますか、商業施設が6つもあるような状況の中で大変難しい状況に入っていたらというふうに感じておりますので、今後についてはまた議会ともご相談しながら進めたいというふうに思っております。現段階で小寺議員のご質問にご答弁できるような材料というものは用意していないというか、考えておりませんので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） これもまた今かなり重い決断というか、町長からいただいたのではないかなど。というのは、平成30年をめどに新たな展開が望めるのではないかなどという言葉をいただいたので、新年度を含めて、特別委員会で担うのか、各委員会で担うのかわかりませんが、今後どうしていくのかというのが結構私もですし、町民も関心を持っていることのひとつだと思うのです。3点目であった営林署跡地、そこも当初

の計画の中でそれを活用、利活用しようということで、さまざまな案が出てきては消え、そして前町長時代でしたが、公園にしますということを発表されて、現町長が特別委員会の中で跡地利用にかかわる検討は当面見送ると。これは、先ほど答弁あったように商工会に今貸していて、有効に活用されているから、これでいいということではないと理解しているのです。それは、利活用は今後していくということで、確認なのですけれども、よろしいのでしょうか。今の状況で有効に使われているから、そのままいいのだということではなくて、もしその状況でいいのであれば、よりもっといい状況、例えば今は砂利なので、それをきれいにするとか、ほかの転用も含めて、これも今の段階で決定ではなくて、今後30年度以降になるのかわかりませんが、中心市街地の活性化の中に含まれて検討されていくということによろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 営林署跡地につきましては、議員ご指摘のとおり、前にご答弁申し上げているとおりで、それについてはそういうことでコンクリートといいますか、固めているという状況ではございませんので、おっしゃっていたとおり、舗装にしてほしいような要望も出ておりますし、今後商工会あるいは地域、商店振興会とも協議しながら、また議会のいろんなご要望などもお聞きしながら、その用途については研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） ぜひ総合的なことで考えて、これから考えるということによっていただいているので、それはどうかということにはならないので、今後議会としても、また議員個人としてもそれを見て、意見をしていきたいというふうには考えています。

4点目に行くのですけれども、4点目の私の質問の意図は、答弁とちょっとかみ合っていない気がするのです。自分としては、この中心市街地活性化事業が行われる計画の段階から今まで、そして町長先ほどおっしゃったように今一区切りなのではないかと。いろいろなことがありました。今町が清算を認める決定をしたということで、一区切りということで、計画段階からのこの中心市街地はどうだったのかということも含めて、検証がいいのか、評価がいいのか、それはわかりませんが、それを行うべきではないかと。先ほどの答弁でいうと、あくまでも町有化にかかわる検証は終わって、それはもちろん終わっているのですが、そこについて聞いているわけではなくて、この十何年の計画段階からを含めた経緯を含めて評価をしなければいけないのではないかとというふうに私は思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、そのことについては、今さらというような考えしかございません。就任、就任といいますよりも立候補の時点でも検証ということは、町有化にする1億5,600万円でしたか、あれに対する疑問が大きかったことが第一で、それに対する検証ということで、その前段のことにつきましては私は申し上げておりませんでしたし、

そのことは今回の会社の清算というようなことで先ほども申し上げましたように、失敗と言いは大変失礼ではないかとは思いますが、そういう形になりまして結果として出ましたので、今後そういうことはないようにだけは、私は自分自身が担っている間はならないような方向で考えてやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 先ほどの答弁ともリンクしてくるのですが、自分としては、今市内でもやられていると思うのですが、PDCAですか、そのサイクルでやっていくと。計画を立てて、実行して、評価をして、そして改善していくと。自分は、きっとその十何年前の計画を立てる段階のプラン、そして実行する、一区切りという言葉がさっき出たので、実行して、今この時点で評価をする段階なのではないか。検証という言葉を使ったので、何かちょっと後ろ向きなそういうことではなくて、それを正しく評価して、実際この事業がどう町にとって、町民にとってよかったのか。よかったことはもちろん評価して、悪かったことは改善していくためのものだと思うのです。平成30年以降に新たな取り組みなのか、方向性を出す段階で、きちんとした評価をしないと新たなものが出てこないのではないかなというふうに私は考えています。必ず次の段階に移る前に評価をすべきと。そのサイクルでやっていくという今の流れですよ。その辺はいかがでしょうか。検証ということではなくて、きちんとした正しい評価をしていくということは必要だと思うのですけれども。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 確かにご指摘のとおり、例えば今後中心市街地をどうまた担っていこうというようなときには当然検証なり、効果等々を含めてしていかなければならないかなというふうに思っておりますので、その辺トータルで計画段階から現在の会社清算に至るまでの間についてのその評価については、別途していかなければまた次の新しい中心市街地の課題も見えてこないのかなというふうに思いますので、そういうような形では検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 質問時間残り2分になりましたので、まとめるようにお願いします。

5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 新たな振興計画の中にも数字上で小売業、卸業合わせて、平成14年で176の事業所があったようです。平成19年度には145件と、31件も5年間で減っているのです。最新のデータはないので、ちょっと提示することはできないのですが、商業を含めて衰退しているのは目に見えている状況なのです。その中で行った中心市街地活性化、あの施設を含めた周辺の中で活性化していこうと。先ほど答弁あったとおり、いろんな補助事業もつけていこう、空き家対策、もちろんわかるのですけれども、やっぱりもう一度振り返って、本当にそれが実行して有効なものなのか、実際それがどの

ような効果が見られるのかというのを改めて、先ほど副町長の答弁の中でそれは必要だということで答弁はあったのですけれども、来年度以降に向けて前向きな評価と今後の計画を立てていただきたいというふうに思います。

今後町長がこの中心市街地を含めた活性化、現時点では具体的なビジョンはないということだったのですけれども、ぜひ早い段階でそれを議会なり、町民に見せて、こういうまちづくり、振興計画ですか、含めて示して行ってほしいなというふうに思います。最後に、町長、中心市街地活性化、今後に向けて一言もしあればお聞かせいただきたいのですけれども。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員から今後に向けての一言ということでございますので、答弁させていただきますが、今後とも商工業者は必要であるというふうに私は思っております。ただ、現段階では非常に難しい環境、時代背景というような言い方がいいのかちょっとわかりませんが、そういう状況にあるということだけは議員各位もご理解しているところかなと思っておりますので、私の立場もご理解いただければと思っております。

○議長（森 淳君） これで5番、小寺光一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 私のほうからは、旧宮坂ビルに係る対応について質問いたします。

旧宮坂ビルについては、平成19年、所有する会社が倒産したことに伴い、以降長年にわたり放置された状態になっている現状であります。昨年11月に文教厚生常任委員会に旧宮坂ビル非常階段への緊急対応ということが説明され、非常階段の外壁撤去を町が事務管理により行っています。また、今年11月にも非常出入口小屋根とビル本体を固定している2本の鉄骨のうち1本が剥離しているので、冬季を迎え隣接地や町道への落下危険性があることから、事務管理により危険箇所の除去、撤去をしたということが文教厚生常任委員会へ説明され、11月15日の臨時議会で補正予算が提案されております。この1年間において2回もの修繕、補修をしなければならない事態に陥っておりますが、現状では今後も放置された状態が続いていくことは避けられない状況と思われま。老朽化がますます進行していくことによる外壁の落下事故など予測できないような事故が起きないとは言いきれず、町民の安心、安全の確保の問題にもつながっていくものと考えます。このことから、次の点について質問します。

1点目、本体部分については、今後どのような形で対応し、また道道に面している部分もあることから、北海道と連携を密に協議、対策を考えることが必要と思いますが、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

2点目、建物の築年数は何年なのか。また、耐震診断についてはどのようになっているのでしょうか。

3点目、町民の安心、安全を考えたとき、安全性の確保についてどのように取り組んでいくのでしょうか。

4点目、事故が起きたときの責任の所在はどこにあり、どのように対応していこうと考えているのでしょうか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の今後の対応と北海道との連携についてであります。旧宮坂ビルについては平成19年の所有会社の破産により、現在は建物を管理する者がいない状況であることから、当面は民法697条第1項に基づく事務管理により、崩落及び危険防止のための応急処置を行ってまいります。また、建物は道道にも面しておりますので、道路管理者である北海道とは常に情報交換を行うとともに、道道及び町道の通行に危険が及ばないよう、目視ではありますが、道路パトロールのときなどにおいて建物の状況を確認しております。

2点目の建物の建築年数及び耐震診断についてであります。このビルは昭和51年に建築され、41年経過しております。また、耐震診断の実施の有無については把握しておりません。

3点目の町民の安心、安全を考えたときの安全性の確保についてであります。さきに述べましたとおり、建物の管理者は不存在であることから、適正な管理を指導することができないため、当面は事務管理として崩落及び危険防止のための応急処置を行うことにより、町民の安全性の確保を図ってまいりたいと考えております。

4点目の事故が起きたときの責任の所在等についてであります。本来は不動産の所有者であります宮坂商事株式会社となりますが、既に倒産していることから、事実上責任を負う者がいない状況にあります。そのため、繰り返しになりますが、事故が発生しないよう事務管理として崩落及び危険防止を図るための応急処置を行ってまいります。

以上、平山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） この建物につきましては、事実上管理責任者がいないという状況で、行政側としましては対応の仕方は難しく、苦勞していることとは思います。答弁内容につきましても、これまでの文教厚生常任委員会への説明とさほど変わらない答弁内容だと受けとめております。ですが、町民の安心、安全を守っていくためにも再質問させ

ていただきます。

まず、1点目についてです。この質問につきましては、昨年の平成28年第9回羽幌町議会定例会で一般会計補正予算、宮坂ビルに関する事で、その質疑の中で町民課長から本体部分についてどんな形で点検すべきか協議をしているところだと。大丈夫かどうか調査をして、結果何らかの対策が必要だということになった場合、道のほうとも協議をしながら適切な対応をしていきたい。また、本体部分についての対応については、今後どうしたらいいのか考えていく必要があります、道のほうにも言っていくと答弁しておりましたので、その後の検討としてはどうなったのかなと思う気持ちがありまして質問しました。今回の答弁では、当面は事務管理により応急処置を行っていくとありますが、このことが結論としては適切な対応だということを受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平山議員のご質問にお答えいたします。

平成28年第9回ですか、定例会において課長からの説明があったということで、今後につきましては羽幌町が事務管理という形で町民の安心、安全を守るという形で行ってまいるということに変わりはありません。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） あと、北海道とは常に情報交換を行っていきたいということですが、これまで何か情報交換してきているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今回も4階の窓ガラスが割れた件につきましては、南側にも向いておりますので、北海道にも連絡をしてあるというふうに聞いております。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 北海道に連絡しているということで、北海道側の考え方というのはどのような答えが来ていらっしゃるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 北海道の答えは、道路を通行どめにしておくということであったと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 通行どめ、これはもう以前からされています、歩道は。ということは、大した進歩のある答えではないなと思います。まず、これはこの点でやめておきます。

また、通行に危険が及ばないように目視で建物の状況を確認しているということですが、今までの2回の緊急事態の発見は、行政側が確認したのか、それともまた町民の人たちの通報によっての確認なのか、その辺お聞きしたいです。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

昨年の関係につきましましては、町側のパトロールで壁が剥離してきているという形で町民課のほうにも連絡ありまして、建設課の技師とともに現場へ行って、どういう状況か確認して、これは危険が大きいということで対処させていただいております。

今年のご質問にありました部分につきましては、留萌振興局のほうでたまたま通りかかったときに発見したということが発端ではございます。その後すぐ連絡受けまして、町のほうの技術者とともに現地に確認に行って、崩落の危険が高いということで対処させていただいております。

以上です。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 2件目のほうは、振興局のほうで見つけたということなのですが、このパトロールの仕方というのは定期的にやっているのですか。どのような形でパトロール危険防止のためにやっているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

道路パトロールについては、定期的に何日置きですとかそういう部分では建設課のほうで行っていると聞いておりませんが、道路パトロールをする際にはその部分を注視して、目視で状態がどうなっているかということを確認をしてもらうようにしております。あと、強風ですとかいろんなことがあったときは、その都度町民課のほうでも現地に行って、大丈夫かどうかということは確認させていただいております。

以上です。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） それでは、毎日といいますか、定期的なパトロールをしているということにはなっていないのですね。そういうことも私は必要ではないかなと思います。

次に、2点目になります。建物の建築年数、それから耐震診断についてであります。41年経過しており、また耐震診断の実施の有無については把握していないという答弁をいただきました。羽幌町内では、この建物は4階建てということでは高層な建物だと思います。築41年といいますと、本当に古い建物で、空洞化になってからも10年ぐらい経過していると思います。町としましては、耐震診断について必要かどうかとか、そういう検討どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平山議員のご質問は、耐震診断の有無について把握しておりませんという答弁に対しまして再質問として、その有無についてはどういうふうにご考えておるかということでございますので、それについてご答弁をさせていただきます。

耐震診断の必要性については、必要ないというふうにご考えております。そのことにつきましては、誰かが住んでいるわけではありませんし、町所有でもありませんので、そういうふうにご考えております。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 今まさしく必要ないという簡潔な答弁をいただきました。

それでは、この建物の寿命何年くらいなのか。そしてまた、災害、地震等による倒壊のおそれなど私は心配があるのですが、どのように考えておりますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 地震があれば倒壊すると言われてはするでしょうねというふうに申し上げるしかありませんし、先ほど来ご答弁で申し上げているとおり、羽幌町としては事務管理という形で町民に対する危険防止というふうに考えておりまして、広報等でも危険性について周知するよう、また先ほど申しましたようにパトロールをするなどし、そして北海道とも協議しながら、一部通行どめ、ロープなどを張って、危険の度合いといたしますか、危険であることを町民に告知するよう努めておりますので、当然そういったときには町民の方はわざわざそばへ寄っていく必要は全くないので、あり得ないことだろうというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） いろんな手段を使って町民の人に説明しているという町長のご答弁ですが、この建物というのは本当に危険な建物かなと思います。耐震診断の必要はないと言いますが、こういうことをするという事は確かにお金のかかることだと思います。でも、第一に町民の安全を考えたときに私はするべきではないかなと思っております。町長が必要ないと言うのですからしないのでしょうかけれども、ちょっと私としては納得いきません。

次、3点目に入ります。町民の安心、安全を考えたときの安全性の確保についてであります。当面は事務管理として、先ほど町長も言っていました。応急処置を行っていくことによって安全の確保は図っていくと答弁をいただきました。近年では、自然災害による被害が各地で多く聞かれるようになっております。この建物についても自然災害による被害が起きないとは言いきれません。近隣には店舗や住宅が密集しております。被害に遭う危険性も考えられます。また、近くには小学校がありまして、通学路にもなっております。ですが、歩道を通行どめにしたからといって決して安心できることではないと思います。小学生を持つ親からは、実際にとっても不安だよという声が聞かれております。そしてまた、今年は今中高校生の児童・生徒と町政懇談会を開催されていますが、その中でも小学生からやはり宮坂デパートが危険だという意見が出ていたと思います。子供でもあの危険に対しての意識、関心を持っていることがわかります。当然町民の人たちも不安を感じていると聞きます。事故が起きてからでは遅い。何か起きないと町は動かないのかという、こういう厳しい声も聞かされております。そこで、当面事務管理で応急処置を行って、安全性の確保を図っていくとありますが、この当面ということは一体いつぐらいまでのことを言っているのか、その辺どうでしょう。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平山議員の当面というのはいつごろまでを言うのかというご質問でございますが、当面というのは、当然ながらと言ったら失礼ですが、はっきりした数字が出せないのが、当面という言葉になっておりますので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） その当面という言葉がはっきり言って数字的には言いあらわすことができないということなのですが、でもこういう危険な建物については、そういうこともちゃんと頭に入れて、私は対応の仕方を計画すべきではないかと思っております。本当に応急処置を行うことで安全性を守っていけるのか。私は、こんな古い建物はそういうことにはならないのではないかなと思っております。緊急避難的措置を今後も続けていくということでは、本当に限界があるのではないかと思っております。財源の問題もあります、老朽化の進行は避けて通れないことでもあります。早急に対応の仕方、見直しを検討する必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平山議員のご質問で、早急に対応を図る必要性があるのでないかということで再質問をいただきましたが、私も考えとしてはそのとおりだと思いますが、議員ご指摘のとおり、羽幌町の一般会計が74億近くの仕事をやる中で、6億8,000万という自主財源の中で補助金を頼らないでこういった大きなものを対処するということは、まず不可能でございますし、現在特定空き家の件で国のほうも法律の整備をされておりますが、これは民間の一般住宅に対してであるというふうに担当課長から聞いた覚えがございます。そういったことから、まずもって手を出せない建物というふうな状況にあるわけでございます。そこをご理解いただきたいことと、それから昨年12月に補正を出しまして、議員の方々にもご了承をいただきましたが、そのときの対応につきましても札幌の顧問弁護士にご相談申し上げ、事務管理でやるということが最善というふうに、もしどこかまた危ないところがあればおやりなさい、町長さんというふうに言われております。それ以上の責任がないのも事実でございます。そこのところをご理解いただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 難しいということで、いろんな部分でご理解してほしいということなのですが、理解はしたいです。でも、これは町民の本当に安全にかかってくる問題なのです。手をつけられないからとこのまんま事務管理ですか、応急手当ををしていく、本当にそれでいいのでしょうか。町民の人たち怒っています。

この建物に関しましては、根本的な解決としては多分解体になるのかなと思っております。この解体することによっては、委員会の中で高額な費用がかかるということの説明を受けています。そういうことがありますので、今後北海道の部分でも北海道に相談をしたりして、町、北海道で対応できないのであれば、財源的な部分で北海道と町が一緒になって国のほ

うに支援を要請することも私は必要でないかと思っているのですが、その辺どうなのでしょう。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現状では、大変失礼ですが、難しい問題です。ただ、北海道ともいろいろ相談をしなければならないことでもありますし、挨拶の中でも申し上げましたとおり、3人の代議員の方もいらっしゃいますので、何か方法があればと思いますが、現状ではちょこちょこ聞いておりますが、そういったことに対しては非常に難しいというご指導をいただいていたと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 難しい問題だという、どうしてもなかなか手がつけられないという答弁ですが、それでは4点目に入ります。

事故が起きたときの責任の関係なのですが、現在建物を管理する者がいない状況でありますから、事実上責任を負う者がいない状況にあるということは当然理解できます。幸いにして現段階では人的被害、その他建物などへの被害は起きてはいませんが、答弁の中では事故が発生しないように事務管理で応急処置を行っていくとあります。先ほども言いましたけれども、応急処置を行ったからといって事故が起きないとは断言できないと思います。責任を負う者がいない現状で万が一事故が起きたら、被害を受けた人は泣き寝入りになってしまうのでしょうか。実際に事故が起きてしまったらどうするのか、そこまで町としては考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 事故が起きたらどうするかということでございますが、そのことにつきましてはまだ起きていないことで、仮定の段階で私からは答弁できかねますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） 今の町長の答弁はちょっと問題あると思います。事故が起きていないから考えていない。この古い建物、先ほども言いましたが、この先空洞化が進んでいくのです。最近本当に自然災害や何か、暴風、暴雪、地震、すごく発生状況が多いです。その中で、事故が起きていないからまだ考えていない。予測をして考えることも私は必要ではないかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 事故が起きることを予測できるものであればしたいのですが、それについてはいろんな可能性、いろんな状況がございますので、その件につきましてご答弁は当然できませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 7番、平山美知子君。

○7番（平山美知子君） これはしてほしい、しないの押し問答になります。

最後になります。私が言いたいことは、建物の寿命はどうか、また老朽化が進んで

いる危険な建物であることには間違いないと思っております。このまま放置していくのはまず限界ではないのかと。事故が起きたときの責任問題など、町民の人たちに被害が及ばないうちにきちっと対応策を考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（森 淳君） これで7番、平山美知子君の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 私からは、旧宮坂ビルの問題について質問をいたします。

町内南4条3丁目にある旧宮坂ビルは、道道のターミナル通りと通学路となる町道に面していることから、道や町では道路管理者として道路維持パトロール等を行い、通行人や付近住民の安全確保に努めているものと理解しています。近年では建物の老朽劣化が進み、落下等の危険を回避するため昨年11月に屋外階段の外壁取り壊し、今年11月には非常出入口小屋根の撤去が決まり、さらに直近では町道側4階部分の大きな窓ガラスの撤去が緊急に実施されるに至っています。こうした対応は、民法697条に基づく事務管理として行われているもので、緊急避難の措置としては理解いたします。しかし、町としては、さらに根本的な解決のための検討や努力をすべきと考え、以下質問をします。

1、現在の旧宮坂ビルの建物、土地の所有状態はどうなっているのでしょうか。

2、ビルの道道側、南側部分での解体、撤去等が必要となった場合の対応はどうなるのでしょうか。

3、事務管理としての対応も財源は町単費の一般財源であります。またこうした事態が旧宮坂ビルのほかにも発生し得ることも考えられます。国や道への支援要請や働きかけも含め、今後の対応についてどう考えているのでしょうか。

次に、大きなテーマでもう一つ質問いたします。冬道の歩行者安全対策についてです。例年町が実施する除排雪業務における歩道区分に関しては、原則歩行者が安全に通行できる路面及び幅員確保することを作業目標として掲げ、除排雪の作業が行われています。しかし、これは降雪時における対応が主であり、路面凍結などで歩行者の転倒が心配されるような危険を避ける対策ではありません。しかも、国道及び道道では歩道も除雪されていますが、町道における歩道は全てが除雪されてはならず、車道を歩行することも余儀なくされ、特に坂道での歩行で危険を感じている町民もいます。中でも市街地では南3条通りの飲食店街周辺や南4条通りの坂道など、転倒に注意すべき区域を町民の移動や歩行動向

から検討し、滑りどめ用砂の配付や配置を行うなどできないでしょうか。冬道での歩行者の安全対策についての考えをお聞きいたします。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問1件目、旧宮坂ビルの問題についてお答えいたします。

1点目の建物及び土地の所有状態についてであります。旧宮坂ビルの建物及び土地の所有者は、倒産した宮坂商事株式会社となっておりますが、宮坂商事株式会社は平成19年に破産手続を開始されるも破産管財人において当該不動産を売却、換価できず、換価処分すべき破産財団から放棄したことにより、管理する者がいない状況となっております。

2点目のビルの道道側で解体、撤去等が必要となった場合の対応についてであります。道道側についても事務管理としての必要が生じた場合は、当町が行わなければならないものと考えております。

3点目の国や道へ支援要請と今後の対応についてであります。当町がこのような事案に対応する際の補助制度や手法等について北海道と協議し、有効な手段を検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問2件目、冬道の歩行者安全対策についてお答えいたします。初めに、滑りどめ用砂の配付と配置についてであります。滑りどめ用に使用する砂は特殊な砂ということもあり、希望者に配付することは考えておりません。また、配置のための砂箱については、雪に埋もれない大きさを考慮しなければなりません。坂道などでは適当な場所を確保できない関係から設置していない状況にあります。

次に、冬道での歩行者の安全対策についてであります。降雨や暖気による路面の融解後における再凍結などが予想される場合は、パトロールにより危険箇所を確認し、滑りどめをまくよう指示をしております。また、広報紙やホームページなどを活用し、町民の皆様へ注意喚起をしております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、一問一答で再質問をさせていただきます。

この宮坂ビルの問題については、午前中の平山議員に引き続き、同様のテーマとなりました。大まかに言えば、私も根本的な解決策、そういったものを検討する必要があるのではないかとすることが私の主要な論点ではありますけれども、先ほどの平山議員の質問についてもさらに深める立場で、私の質問した範囲内において質問させていただきたいと思っております。

この宮坂ビル問題が議会で初めて出てきたのが私の記憶によれば2年前、平成27年3月定例会の一般質問だったと思います。その中で、通学路でもあるのだから、危険が及ば

ないようにどのような対策をとっているのだというような質問で、きちんとパトロールをして、安全確保をしているといったような答弁だったかと思います。そして、その後、昨年2月に開催された総務産業常任委員会で、旧宮坂ビルは破産手続されたものの建物は売却されなかったため、解散した法人に管理処分権が残っている状況だと説明をされていたかと思います。大まかにはこの状況が今も変わっていないのだという認識でいいのかと思いますが、今回答弁いただいた中に非常に聞きなれない言葉が出てまいりました。こういった問題については、破産法という法律があって、それらに基づいていろんなことが規定されているのだと思います。素人にはきちんと読み解くには非常に難しい文言も多くて、答弁の中で破産財団、また破産財団から放棄したというようなことが述べられておりますけれども、大まかにもうちょっとわかりやすく説明していただければと思うのですが、よろしく願いいたします。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

言葉的には破産管財人ですとかという形、財団とかと言っていますが、要は破産手続をするために清算をするための清算人という形で捉えていただければいいかなというふうに思います。清算すべき管財人の方が売却手続を行ったけれども、売却できなかったということから、管財人としての処分すべき部分を放棄したという形で宮坂商事株式会社という形に登記上は所有権が戻ったといいますか、いう形のままになっているという形でございます。わかったでしょうか。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） わかったかと言われると半分ぐらいと言っておいたらいいのか、破産財団について破産管財人のような内容だというふうにおっしゃいましたけれども、私もちょっとわかかじりで調べてみましたけれども、破産財団とは財産そのものことではないのでしょうか。破産管財人が管理、処分するその破産者が持っていた財産そのものが破産財団だと。例えば建物だとか土地だとか、あるいはいろんな動産、不動産、そういったものの総体を破産財団だというふうに私は調べたのですが、もう一回その点お聞きしたい。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 申しわけございません。今議員さんがおっしゃったとおりでございます。訂正させていただきます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それで、それが放棄したということは、例えば大した価値のないものとか、誰も買ってくれそうもないようなもの、あるいは処分するのが本当に容易ではなくて、そのまま持ち続けていると色々な経費がかかってしまうといった場合に放棄するという行為が裁判所に届け出をして、裁判所が認めて放棄することができるのだというようなものであるようなのですが、では現在この旧宮坂ビルについての破産管財人も存

在しないということになるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 今のご質問でございますが、議員さんがおっしゃったとおり、今破産管財人という者はいない状態であります。存在しない状態であります。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そういうことになると、本当に浮き物件という言葉が正確なのかわかりませんが、ではもしも、もしもと余り仮定の話をするとか何か言われそうですが、旧宮坂ビルの不動産、土地、建物を誰かが購入したいと今思ったときには誰と交渉、どこと交渉することになるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 今の宮坂ビルを購入しようとした場合は、利害関係のある者から裁判所のほうに清算人になりたいということで申し出をして、それが承認された段階でその清算人の方と交渉して購入をするという形になります。今現在利害関係が明らかにある者としては、抵当権がついておりますので、保証組合さんのほうが今の場合は可能性としてなり得るのかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） これは本当に民間の所有の物件なので、こういう場でどこまで聞いていいのか私もどぎまぎしながら伺っているのですが、もう既に町は事務管理ということで手をかけていますから、この物件を後々どうしようかということを考えていくためには、どうしてもこういった現在の所有状態といえますか、その辺はきちんと明らかにする必要があると思ってお聞きをしました。

そうすると、上に建っている建物は、先ほどの質問では築41年、昭和51年の建設ということで、恐らく新建築基準法は昭和56年だったと思いますが、51年建築ということは旧建築基準法にのっとった建物ということになると思いますが、耐震化云々は言うつもりはありませんけれども、こういった上に建っている建物については、もうほとんど利用するのも難しい。だけれども、その下の底地、土地については相当分の価値が当然あると思います。現在の旧宮坂ビルの建っているあの土地の面積とか評価額、どのぐらいの価値のある土地なのか、その辺まで明らかにしていただけるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 建物の評価額につきましては、現在評価額が幾らかということとは調査しておりません。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 大体あの辺は商業地といいますが、中心市街地の商店街通りに面していますから、近隣の状況とかも考えればおおよその見当はつくのかなという気もいたしますが、あの土地の広さ、私も詳しい人に聞いたところ南側の間口が15間で、奥行きが10間だと聞きましたから、15掛ける10で150坪のようであります。1坪商業地

であれば3万円から4万円するのでしょうか。これはあくまでも推定ですけれども、とすれば450万から五、六百万、多くても五、六百万ぐらいの土地かなというのは私なりには今推量しています。ただ、この土地の価値があるから、あの建物ごとどうこうしようという考えまではなかなかならないような状況ではあるのかと思いますが、まずはこういった状況であるということ踏まえた上で、私は道道側、南側の部分で何かあったら、事務管理なり、撤去、解体すべきような部分ができたら事務管理の対応として町が負担するでしたか、そういうお答えだったと思いますが、事務管理として町が行う理由は、道道側の部分に関してなのに町が行う理由は何なのか。そうした場合の費用負担はどういうふうに捉えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

道道側ということで、北海道のほうとも再三協議等を行っております。後半の質問等の関係でも町長説明しておりますが、道のほうとしての今の方向性としては、道道に危険が及ぶ可能性がある、が大であると考えた場合については、道の対策としては道路通行どめということを考えているということでございます。建物については、北海道のほうとしてはどうするという形は今のところ考えていないというような考えでございます。そうはいいまして住民等に早急に危険を及ぼすことが考えられるという場合は、同じ建物ということもございまして、町のほうで事務管理でやらざるを得ないだろうというふうに判断をしているところでございます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） こういった場合の費用、費用ということで、突っ込んでといいますか、詳しく余り言いたくはないのですが、道が行うつもりはないようだから、町が肩がわりしてやろうかというふうに聞こえるのですが、それで本当に町行政としていいのかなという思いがいたします。羽幌町にある物件だから、最終的には羽幌町がという思いもあるのかもしれませんが、このところもうちょっと考えてみる必要ありませんか。道に対してもうちょっと強く費用については真剣に考えてくれとかいうような働きかけといいますか、道との対応についてはこういうことでいいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問にお答えします。

北海道が担うべき道道部分について町がやるのはいかなものかということで再質問をいただいたと思いますが、北海道におきましても羽幌町と同じで、この建物に責任があるかといったらないわけでございますから、道道部分の歩道についてごらんのと通りの規制線といいますか、通行どめ措置をとっております。それで十分というのが北海道の判断であらうと思います。そこで、議員ご心配のとおり、先ほど午前中ですか、平山議員からもありましたけれども、事務管理ということで町民の安全、安心のために羽幌町は幾分かでもできることがあればやらなければならないというのが私の考えでございますので、ご理

解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） その事務管理として行うことについて私も異議を唱えているつもりはありません。ただ、そういうながら5年たち、10年たち、20年たち、事務管理、事務管理、事務管理と言っている間に鉄骨だけになってしまったということにもなってしまっているではありませんか。そうなった場合にはそこまで全額町単費で、町の予算でなってしまう。このまま推移していけばそんなふうに私は、仮定の話ですけれども、今のままの対応であればそうなってしまうのではないのか。私は、それではやっぱりおかしいと思って今回質問をしております。

昨年2月の常任委員会で、今後の対応についても聞いておりました。そのときの常任委員会では、民間所有物件であるため対応は難しいと強調されておりました。その後、民法にのっとり事務管理として対応することとなったと。また、先月11月の臨時議会で、緊急性があるとして非常出入口小屋根の撤去の補正を決定しましたが、まだ工事が行われていないと思います。緊急性があったのではないですか。なぜおこなっているのか。この撤去はいつごろ行う予定なのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 11月臨時議会において予算の補正をさせていただきましたが、その後すぐに契約手続を行いまして、工事の発注をいたしておりましたが、受注した業者さんのほうで高所作業車、クレーン車等が必要だということで、そのための車両の手配、それとそれのオペレーターといたしますか、運転手の手配をしておりましたが、なかなか手配がつかないということもございまして今の段階になっております。業者さんからの連絡ですと、今日その解体、撤去の工事をしますということで連絡をいただいております。

以上です。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） まさに今日行われる予定だとお聞きしましたので、この点については理解をいたしました。

もう一つ、直近でガラス1枚、大きなガラスです。縦横何メートルか、2メートルか、3メートルありそうな大きなガラス。西面、南面、あとは6枚ぐらいありますか。1枚がたがくると、もう次々と横に連鎖をしていって、大きなガラスですから、かなりの重量があるはずですが。そうすると、窓枠自体がもたないだろうというふうにも周りの住民の人が言うておりました。そうすると、2枚目、3枚目、4枚目と手をかけなければならなくなるのももう目に見えていると。来年か、再来年かにはそうなってしまう。このガラスの件については、どのような経緯で発見され、1枚すっぽり今ない状態ですが、どのような対策をとったのか、簡単にでいいですが、お聞きしたいと。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 先月の12日の羽幌町に起きました強風によりましてひびが入ったのかなというふうに考えられますが、強風があった翌日13日に宮坂ビルのほうに確認に行ったところ、1枚ひびが入っているということがわかりまして、上に上って確認したら、ひびが入っているだけでなく、ガラス自体もずれているということがわかりましたので、このままだと下に落ちてくる可能性が危険がかなり高いということで、予備費を使わせていただいて、撤去作業だけを先にやらせていただいております。今議会で補正予算の要求をさせていただくことになっておりますが、その後の対処を、そのままだと今議員さんが言われたとおりの状況が考えられますので、木材等によって枠の強度をきちっと確保した形で、できるだけ費用のかからない手法でということで今議会で予算補正をさせていただいて、年内にその対策を工事をしたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今議会の中での補正ということですので、またこの点についての詳しいやりとりはそのときに回したいと思います。

今後の対策についてお聞きしたところ、北海道と協議し、有効な手段を検討していくというお答えでした。ですが、この検討の中身、根本的な解決へ向けた検討なのか、これまでの事務管理としての対応にとどまる中身の検討なのか、その辺はつきりお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 厳しいご質問をいただきまして、今後の事務管理にするのか、もう一步進むのかというご質問であろうかと思いますが、私は再三申し上げているとおりでございます。事務管理に尽きるというふうに考えております。ただ、両議員の方からご質問いただいているとおり、町民の安心、安全については機会があった折には道のほうとも何か手だてはないのか相談はしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 協議をしていく上では、当町として、羽幌町として何をどう主張していくか、その姿勢がやっぱり問われるだろうと私は思うのです。ただ何とかしてくださいというだけではだめで、羽幌町の考えはこうですからということをお主張すべきところは主張するという姿勢をぜひ町長にとってもらいたいと。

それで、もうちょっと詳しく述べさせていただきますが、本来これは民間の物件でありますから、民間の責任において処理すべきものというものだとはいえませんが、ところが、破産物件となり、しかも買い手がつかず老朽化し、そして処理し切れなくなったもの。こうした場合の根本的な解決方法を規定した法律が果たしてあるのか。私はないのだろうと思います、これだけ町が悩んでいるのですから。きちんとこういう手だてで解決しなさいという法律がない。もしないのであれば、法の不整備ですから、国の責任ではありませんか。困るのは住民ですし、町だけがこの先負担を負っていくというのは、ま

さしく不合理と言うしかないと思います。こういった物件を抱える町としてのそういった事情、考えをきちんと道なり、国なりに主張していく。そして、これは羽幌町だけの問題ではないと思います。恐らくほかのまちにも話をしていけば、実はこちらのまちにもこういうものがあるのだということであれば、そこだって当然困っているはずですから、そういった近隣の自治体とも連携をしながら、国や道に迫っていくというような姿勢ぜひともしてもらいたい、検討してもらいたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） あるいは、近隣との連携という、他町村というふうなことも含めてであろうかと思いますが、現実的にはしばしばいろんな協議会等でお会いした町長にお伺いしたりしておりますが、現実にはそういう町長さん、市長さんとはまだめぐり会っておりませんので、それ以上に進むことはないのが今までの現状でございますので、そのようにご理解をいただければと思います。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 一部にこの件は民間の物件なのだから、一切公費を出すべきではないという、そういう声もあるのは私知っています。でも、だからといってこのまま5年も10年も20年も事務管理を続けていって、結局は町費で全部解体してしまった、鉄骨だけが残ってしまったということにこのままだとなってしまう。そうならないためにも事務管理は事務管理で実行しながら、その一方で根本的な解決に向けた方策、動き、検討というのは私はぜひ必要だと思っております。この点を強く述べて、時間もありませんので、次の冬道の歩行安全対策について伺います。

急に非常に細かな具体的なテーマになって恐縮ですが、車を運転しない人、特に高齢者にとっては滑る歩道というのが恐怖そのものでしかありません。答弁の中に特殊な砂というのがありました。これは、特殊な砂とは一体どういうものなのか。高価なものなのかどうか、簡単に説明をお願いします。

○議長（森 淳君） 建設課長、三上敏文君。

○建設課長（三上敏文君） お答えいたします。

滑りどめの砂につきましては、焼いたりとかして特殊な加工をしております、湿度等に弱くて、湿度の多いところでは固まってしまったりとか、そういうようなこともありますので、誰にでも配って扱ってくださいというような形ではちょっと考えていないということでございます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 私の質問の仕方も非常に大ざっぱな質問だったと思いますが、希望者にみんなに配付せよと言ったつもりは私はありません。冬ですから滑るのは当然です。平らなところであれば滑りながらでも何とかなるけれども、坂道で滑ったらどうしようもないです。つかまるものもない。ですから、特に注意すべきは坂道の多い例えば町内会を通じて、その町内会にある程度の砂を届けて、住民の協力で、本当に滑るような坂道に住

んでいるお宅に砂を預けて、路面の状況を見て滑るようだったらまいってくださいといったような、そういった町内会と申しますか、住民と連携しながらの対応ということは十分可能ではないかなと。全町に配れと私は言ったつもりはありません。特に不特定多数が多く通行するであろう下町かいわいですとか、あと川南から温泉に行く南4条通りもちょっとした坂道を下りながら温泉の橋渡りませけれども、本当に高齢者、温泉に行きたいけれども、おっかなくて行けないという声も実際聞いたのです。ですから、そういった部分、部分、町民が多く利用しそうな部分をピンポイントでピックアップして対応すると。砂箱を置けと言ったつもりもないのですが、もし可能であれば砂箱も検討していただければと思ったのですが、そういう方法をとれば、例えばパトロールによって危険箇所を確認して砂をまいっていくのですよという答弁ですが、土曜、日曜はどうするのですか。土日はお休みしてしまうのでしょうか、パトロールの方。ですから、町内会に預けておけば、その都度必要に応じて対処してくれる。そのぐらいの関係は、町と町内会ととっていくべきではないでしょうか。そうすることで冬道の安全対策が一層確保されると申しますか、そういった方法、まだまだ柔軟な方法幾らでもあると思うのです。そんなようなことも考えながら改めてお聞きしたいのですが、そういった方向も含めての考えどうかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員の再質問の最後の部分の砂のことで、1軒1軒配るという話ではないのだと、町内会単位の対応だとか、あるいは担当課が担当するといっても土曜、日曜日はどうするのだというご心配も含めた中でのご質問、再質問であろうかと思いますが、ご意見はご意見として何ができるのか、またおっしゃるとおり土日に担当課が対応するといっても、冬ですから降れば各車両等も除雪等で出動するということになれば人はいないこともないわけですが、事務方の者がいるかといったらそれはおっしゃるとおりでございますので、どういった形でまた対応できるのか、また砂の準備等も含めまして、もう一度対応については協議してまいりたいというふうに考えますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（森 淳君） これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 2時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 羽幌町民が良質かつ適切な医療を受けるためにを質問いたします。

羽幌町最大の懸案の一つである医療体制の充実については、道立羽幌病院と離島地域は道立診療所に依存するところが大きい現状です。全国的な医師偏在等の中、北海道が問題解決に尽力されていることを踏まえても、我が町と北海道の連携が重要不可欠であることは言うまでもありません。町長就任以来これまで3年にわたり、議会が町長に対し道へともにも要請活動することを働きかけてきましたが、実現に至らず、明年1月によりやく最初の要請活動となる見通しです。町民の不安が大きく、最も関心の高い医療問題に対する町長の政治姿勢に疑問を抱く議員は、私だけではないと思います。町民の健康を守るために良質かつ適切な医療を確保するため、町、議会、町民が一体となった取り組みが重要であると考えます。また、道立天売診療所は、常勤医師と常勤事務が不在で、医療機関として極めて厳しい状況下にあります。常勤医師を迎える取り組みが早急に必要であります。以上の点を踏まえ、次の質問をします。

1、現状の医療体制についてどのように評価するのか。

2、当町の医療問題について町長の政治姿勢を問いたい。

3、離島医師の負担軽減及び離島住民が良質、適切な医療を受けるため、道と連携して遠隔医療を離島医療機関に導入してはどうか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 寺沢議員のご質問にお答えいたします。

1点目の現状の医療体制についての評価であります。当町の医療が道立羽幌病院、天売、焼尻診療所の診療体制に大きく影響を受ける状況にあることは言うまでもなく、羽幌病院の医師は減少し、診療所の医師が不在となる期間があるなどを経て現在に至っております。このことから北海道との連携が必要不可欠であるという認識は議員と同じであり、機会あるごとに関係部局へ伺い、お願いと協議をしております。道立羽幌病院については、圏域のセンター病院としての機能維持を要請しながらも、身近でかかりやすい病院として診療体制を確保していただくことが重要であると考えております。専門医の確保が難しく、総合診療医による診療体制となっておりますが、出張医により整形外科、眼科などの診療も確保されております。

天売診療所については、常勤の医師及び事務職員が不在のため、派遣医師による診療が行われている状況にあります。派遣回数も少しずつふやしていただき、診療のない期間をできる限り少なくなるよう努力していただいております。後任の医師確保についても不在となることから決まりましたときから早急な対応をしていただいておりますし、お願いもしているところであります。

焼尻診療所の医師については、着任してから3年が過ぎ、島での生活にもなれてきているように見受けられ、安定的な診療を提供していただいていると感じております。町としましても、医師の負担が過重にならないよう長く勤務していただける環境づくりに配慮してまいりたいと考えております。

常勤医師の確保、特に専門医の確保が大変難しい中、町民が望む医療の全てに対応できていないことは強く感じておりますが、出張医師による対応でありましても現状の診療科目を維持していくことが重要であると考えており、今後も継続して診療体制を確保していくよう努力してまいります。

2点目の医療問題への政治姿勢についてであります。高齢化が進む当町の住民にとって医療体制の充実が重要であることは十分認識しており、1点目のご質問でもお答えしましたが、医療体制を確保していくためには北海道との連携が重要であると考えております。このため地域の医療に関してどのように進めていくことがよいかを考え、関係する部局の方々と話す機会を持ち、直接お願いと協議をしてきたところであります。また、留萌中部3町村が連携し、道への要請と意見交換を実施することとなり、苫前町及び初山別村の町村長と一緒に訪問する機会もあり、必要に応じて両町村との情報交換なども行っております。道立羽幌病院が通院しやすい病院であることも大切であり、受診者の利便性を図るため、交通環境整備に関する協議や休止病棟の活用、さらには介護との連携について話し合いを行うなど結論を見出せない課題も多くありますが、一つ一つ真摯に取り組んでいるところであります。これらを経まして、来年1月には議会とともに道の関係部局を表敬訪問することとしております。医療に寄せる期待が大きいことは理解しておりますので、町民の不安を少しでも解消できるよう今後も必要な協議を続けてまいります。

3点目の離島医療機関への遠隔医療の導入についてであります。離島医師の負担軽減及び島民の良質かつ適切な医療を確保するため、遠隔医療の導入についてはいろいろな可能性を含めて検討し、相談しております。離島の診療所は、医師が不在の期間もあるとの想定から、医療連携だけでなく在宅患者の遠隔支援、さらには市街地区も含めた介護との連携などを視野に入れ、道立羽幌病院のネットワークの状況を確認するなど情報収集に努めているところであり、今後も道と連携しつつ、町としてできることを検討してまいります。現時点において具体的な内容や方向性など示す状況にありませんが、地域の今後を考えますと情報通信技術を活用した体制整備は必要になってくるものと考えておりますので、効果的な方法を模索し、関係機関との協議を続けてまいります。

以上、寺沢議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質疑は30分以内となります。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） まず、現状の医療体制への評価について伺いたいと思うのですが、この質問に対して町長の答弁は、どちらかというと医療体制の現状というようなことで述べられているのではないかなというふうに思います。その現状に対する評価という点で伺いたいというのが私の意図するところなのですが、1点目の回答の一番最後のほう、出張医による対応でありましても現状の診療科目を維持していくことが重要と考えておりますという答弁がございます。これをちょっと読ませていただいたときに感じたのは、現状の出張医による診療科たくさんありますけれども、これを維持すればいい

という、そういうお考えなのか。いわゆる現状を容認し、その現状を維持していくということに主眼を置いていきますよという、そういうように町長ご自身が思われているのかどうか、まず確認したいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、現状については、今寺沢議員がおっしゃったとおりでありまして、奥先生が行かれるときにちょうどそういう道立病院の講演会等もありまして、現段階での医療について、専門診療医でしたか、そういう体制がこれからは望ましいというようなお話も伺いましたし、国の制度は医師が不足する状況になっておる関係上、大変専門医を常駐していただく、そういうことは無理であるというふうに感じております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 私は、まさかそういう答弁が今町長から来るとは想定をしておりませんでした。現状は、出張医による例えば整形外科ですとか、あるいは眼科、あるいは産婦人科、さまざま週に1回、2回とか設けられておりますが、少なくとも整形外科医を常駐させてほしい、それから羽幌で分娩ができるように産婦人科の医師も時間がかかったとしても願わくば常勤医にしてほしいとか、そういった要望をずっと続けてきております。町長が今ここでもうそういう専門医の確保は難しいので、現状を維持することを容認するという答弁されるということは、物すごく消極的な、医療の後退につながる重大な発言だと私は思いますけれども、本当にそういうことでよろしいのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今おっしゃられた専門医のそういう先生方が現実的に道内あるいは全国で不足していると。都市部においてもそういう状況があるということがわかった以上、それ以上私には道に対して言うべき手づるといいますか、方法といえますか、言葉が見つからないのが現状で、現在の医師を確保していただくことは大変重要なことだと考えております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 町長、それは違うのではないのでしょうか。現実的に医師不足が進んでいて、都市部にしかも偏在しているという状況はあるにせよ、これから地方枠のお医者さん方が輩出されるということもある中で、一人でも二人でも我が町に常勤してもらえるような医師を確保するために最大限の努力をするというのが町長の立場ではないですか。違いますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 最大限の努力をするというのは町長の立場だと私も思います。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 町長の答弁では、そういった常勤医の確保を諦めるという、そういう宣言でした、先ほどの答弁は。もう一度その辺町長のきちっとしたお立場を示してください。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほどの答弁の繰り返しになる部分もありますが、私としては現状の医師を確保していただいているということは大変重要なことだと考えておりますし、専門医が必要でないというふうには思っておりませんが、そのことは大変難しい問題であるというふうに認識していることは間違いございません。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 町長の答弁は、最後に現状は難しいから理解をしてほしいという、そういう答弁のつくりになっているのです。それは、裏を返すと難しいので、できないので、できないことをわかってくれということをお私たちに、あるいは町民に向けて発言をしているように私は聞こえますけれども、それではまずいのではないですか。逆ではないでしょうか。現実には難しいのだけれども、最大限の努力をして、例えば医師確保なり進めていくので、どうか皆さん応援してくださいと、そういう答弁になるべきではないかと私は思いますけれども、その辺いかがですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私の立場としては、町長として今おる中で、現状の道立病院の医師の数が大変北海道の苦慮の中、確保していただいているというふうに思っておりますので、今後ともその数を、現体制を確保していただくということが私の町長としての最大限の任務であるというふうに考えておりますので、寺沢議員がおっしゃることとは相入れないかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 話題を変えたいと思っておりますけれども、町長先ほど総合診療医のことだと思うのですけれども、ちょっと違う言葉で言われていましたけれども、多分総合診療医のことを言いたかったのだと思います。今年からそういう体制が始まって、経過しているのですけれども、これについてしっかりと医療機関として機能しているのか。住民にとってどういうふうに医療サービスが提供されているのか、その辺の評価を伺いたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 医師の評価ということでございますが、私は医者ではございませんので、十分やっただいているというふうに感じております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 医者ではないので、十分やっただいていると思っておりますという意味がちょっとわからないのですけれども、もうちょっとわかりやすく説明していただけますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） もうちょっとわかりやすくと言われても、それ以上の言葉は見つかりませんので、お許しいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 道立羽幌病院の診療体制が変わってから羽幌町の住民、あるいは近隣の住民の方々がそこを利用することによって、本当に適切ないい医療サービスが、医療が受けられているのかどうかということは、やはり町民の皆さんの声から吸い上げて、そして道と連携をとりながら、今後どうあるべきなのか、何が地域住民にとって一番いい方法なのかということ協議し、改善していくという必要があるのではないかなと私は思います。それで、そういった総合診療医についてどんなふうの評価されているのですかという質問になったわけなのですけれども、もう一度聞きますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁としては同じでございます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 残念ながら議論にはならないので、困りました。全く答弁をいただけないということです。

では、今は道立羽幌病院についての評価をお聞きしたわけですが、離島の診療所、常勤医師が天売島では不在ということで、大変大きな問題、そして地域の方々は不安を抱いているわけですが、これについて毎回毎回こういったことが起きるたびに医師確保については道、もちろん羽幌町も時間を費やし、そして労力をかけ、そのたび住民の人たちも長い間物すごく極度な不安に襲われているというのが現実です。これについて町長はどのようにお考えなのか。これからも延々とこういうことが続いていくと思うのです、このままであれば。それについて何かお考えがありますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 医師不在についてこれからも延々と続いていくというふうなご質問かと思いますが、その部分については離島でございますから、大変交通の便も悪いわけで、船でなければだめですし、しけると船も行きませんので、そういう部分については地域的環境からやむを得ない部分かなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 町長、それは離島に住んでいる人たちに対して非常に傷つける、あるいはちょっと暴言に近いような言葉だと思えるのですけれども、離島は医師が確保できなくてもやむを得ないから我慢しろという、そういう意味ですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私は、そういうふうには申し上げたつもりはございませんで、言葉が足りなかったと思いますが、おわびを申し上げます。ただ、道立診療所でございますし、北海道に担っていただいている診療所でございますから、私が羽幌町長としてお願いはできても命令することはできませんので、島民の皆様にも足りない部分はおわびを申し上げるしかないというのが現状であろうというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 私の2番目に質問をした羽幌町長の医療問題に対する政治姿勢ということに非常に大きくかかわる発言が繰り返されております、今まで。この医療問題について町長は残念ながら非常に消極的であると。しかも、これ以上の医師確保、特に離島における医師確保については断念をして、現状の厳しい状況を受け入れるのだという、そういう政治姿勢です。それをうなずけるのは、これまで当羽幌町議会が町長が当選して、平成27年の5月に本当に町民にとって最も大事である医療問題について、ともに道に要請してもらえないだろうかというお話をしに町長室に伺っております。それ以来合計少なくとも公式な記録が残っているだけでも6回にわたって町長にお願いをしています。しかも、町長が札幌に出張するそういうタイミングに合わせてでも何とか日程調整してもらえないかという申し入れをしています。それがいまだかつて一度も実現されていない。町長の答弁の中で、道との連携というのは最重要だということが2度も繰り返し述べられているのです、今回。私は、この答弁の真意を逆に疑いたいです。なぜ一度もこれまで日程調整ができなかったのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 日程調整できなかったのは、公務多忙のためでございます。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 今までも町長はいろんな形で理由を言われているのです。当然忙しいから行けないというような、そういう言い方もされていますし、熱意は感じているが、要望に沿えないとか、さまざまな理由を言われています。ただ、忙しいというのは理由にならないと思います。忙しいはとにかく理由にはならない。現実には町長は札幌に出張何度も行かれるでしょう。それに我々が合わせますよというお話もずっとし続けているわけですから、町長はこの医療問題について議会の力は必要ないと、単独で十分意思疎通が図れるのだと、自分の考えている医療問題について実現できるのだと、そういうことなのでしょう。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 別にそういう発言は一度もしておりませんし、先ほどの島の医師確保につきましても早い段階で次のお医者さんを探していますからというふうに言われておりまして、そのことは担当課長ともよく話をし、道の許しを得た時点で公表しているというようなことで、大変寺沢議員の理解を得られるような答弁にはなっていなかったかもしれないけれども、決して島民の生活、医療をないがしろにするだとか、あるいは議会との連携も必要ないというふうに思っているわけではございません。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） これまで町長と一緒に道のほうに要請に行っていたきたいという中で2度緊急事態がありました。天売島の医師不在という問題が起きたとき、起きた時点です。今回当然そういう事態の一つです。1回目は、平成28年11月30日に町長

室と一緒に道のほうに要請行っていただきたいということでお願いに伺いました。やはり忙しいので、行けないという、そういうお話で断られたと。仕方ないので、議会だけで道のほうに行って、離島の医師確保を含めてお願いをしてきたということがあります。

それから、今年の9月15日、これも町長室に行きまして町長にお願いをしました。同じお願いをしました。そのときも天売島の医師が不在になって、何とか要請一緒に行ってもらえないかということです。そのときには新聞記者も入って、新聞記事になっています。島民は困っている。何とかしなければならぬと思っている。道に強く要請するしかない。町長がお話しした言葉としてコメントも載っています。これ以降も全然道にお互いに要望に行く機会がないわけです。これは一体どういうことですか。この前に町長は天売島にも足を運んで、町政懇談会の中で医者がない不安な住民の声というのをたくさん聞いてきているのではないですか。私は、すぐにも議会の要請に応じて、道とともに要望に出向くというのが町長の立場ではないかと思うのですけれども、なぜそれができなかったのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それは、先ほど来申し上げましているとおりの多忙でありまして、私もまだ1期目でございますので、いろいろと帰ってくると書類がたまっている、出張に行き帰ってくると書類がたまっている、いろいろ懸案事項は新しく出たりというようなことで、大変ふなれというか、そういうことございましたので、本当に申しわけなく思っております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 今のような行けない理由として同じことを2度目なのです、これ。2年ほど前の記録にも同じ理由として書かれておりました。全く理由にならないです。駒井町長、それを理由に、いいですか、地域住民の方が本当に不安な悲鳴を上げて、それを聞いて、それに応えられないのであれば、資格がないのではないですか、あなた。私は、そこまで言うつもりはなかったのですけれども、余りにも町長の答弁が住民の感情を無視しています。だから、あえて本当にそういうことでは町長が務まらないと私は思いますけれども、いかがですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 寺沢議員の考えがそういうことであれば仕方ないというふうに判断するしかありません、私は。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 医療問題だけではなくて、町民の皆さんの切実な声というのはやはりしっかりと受けとめて、それに私たち議員もそうですけれども、応えていかなければならないというのがここにいる我々の責務だと思いますので、ぜひそういう意識を持って職務に当たっていただきたいなと私は思います。

遠隔医療について伺います。先般の新聞報道、ちょうど私がこの一般質問の通告をした

後に報道がされておりました。奥尻の病院が道の制度を使って、250万の補助を受け遠隔医療を進めていくという、そういう内容であります。私もこの制度を活用して、離島の医師のいわゆる負担軽減、それから住民の方々が良質でしっかりした医療を受けられるようにするためにも非常に有効であるというふうに考えて、離島の常勤医確保と同時に道に対して今年9月7日付で要望書という形で知事宛てに文書を発送しております。それに対して町と協議をいろいろ進めていきますよというような回答を道から受けているわけですが、恐らく町長というよりは担当課長が道の担当職員とその辺いろいろとお話をされてきたのかなというふうに思っております。

この制度は、道のほうで延々と続くようなものではなくて、一年一年必要に応じて延長されて、言ってみるといつまで続くかちょっとわからないというところあります。ただ、道議会のやりとりを見ていますと、来年度については間違いなく道のほうはこうした事業に対して同じ補助を継続する意思を持っているということが確認できるわけですが、この制度を活用しながら離島の医療機関、私は道立羽幌病院にも同じような仕組みが導入されて、札幌や旭川の大都市圏の病院を指導機関のようなスタイルでやるのが医師の負担軽減、そして医師確保にも大きく寄与するのではないかなというふうに、そう思っているわけですが、担当課長、これまでの話の経緯を伺いたいのですが、どの辺まで話は進んでいるのでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ただいまの質問にお答えをいたします。

遠隔医療につきましては、具体的にこの事業に関してということについては今年度9月、10月ぐらいから道のほうからお話をしております。ただ、この補助事業の以前にも1年か2年ぐらい前のときに道立羽幌病院の利活用という問題について、そこと離島をつなぐということで一時IP電話の活用というところも視野に入れられないだろうかというような検討をした経緯もございます。ただ、そのことについては、IPをそのまま活用することにはなかなか至らないという役場内のいろんな検討の中で話をしている経過がございます。

今回のこの補助事業を使ってということにつきましては、こういう事業が今年度あると。それと、モデル事業、モデルというか、の形で今年度1カ所やるところがあるという情報はいただいております。そのときに道の担当の方から補助の内容ですとか、それから次年度以降の見通しですとかということについては情報収集をしております。それに伴いまして、医療連携だけではなくて、町長の答弁にも答えさせていただいておりますように、この事業を見たときに対象として市町村というところは確かに入っているのですが、奥尻町と違いましてうちは町の病院を抱えているわけではないので、まず医療機関の体制というのが一番大事かなというふうにも思っているのですが、道との連携というところでは道立羽幌病院、それから診療所との体制がどういうふうになっているのかということも踏まえて、道立羽幌病院のほうにネットワークの体制ですとか現状どういう形になっているの

かというところを情報収集しております。先生方との話し合い、それから道立羽幌病院がネットワークを結んでおります旭川医科大学の先生のほうのお話も伺っております。それとともに在宅支援と、それから介護連携というところも視野に入れて、町でできることは何かということも含めて考えておりますので、道立羽幌病院が実施しております町内の事業所との医療連携という形もどういう形でやっているのかの情報収集をしております。

経過としては以上です。

○議長（森 淳君） 残り2分となりました。今の質問の続きとまとめの質問があれば、あわせて最後の質問でよろしくお願いします。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 私もこの遠隔医療については、9月には要望書として出していますがけれども、それ以前にも議会で道のほうに要望に行ったときにも、口頭ですけれども、ほかの方からもカルテの共有なんかも含めたそういうネットワークの構築、お話が出て、時間が2年、3年と経過しているわけです。その中で道のほうも道立羽幌病院、離島の診療所、これは道立の病院であるということを重々承知の上で、羽幌町とも道の制度を使ったそういうネットワーク構築、遠隔医療の構築ということを相談したいというふうに言われていますので、私はぜひさらに具体的に話をもうちょっと煮詰めていってはどうかなというふうに思っています。今の状態では恐らく来年度に予算をどうのこうのという、そういうところまではちょっと難しいのかなとは思いますが、ぜひともこれは本気で進めていっていただきたい事業の一つだと私は思いますので、そこら辺再度質問します。

あと、それで私は結構です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そうしたら、IPのほうの補足をさせていただきます。

当時地域医療の竹澤参事が4階の活用の件で熱心に来られまして、高速バスの停留所だとか、そういった話から当町もIP電話が両島についています、天売も焼尻もついてますというお話をしたときに、今寺沢議員がおっしゃったネットワークでできないかという話をいただいて、早速調べていただいたのですが、IP自体がもう古くて容量的に間に合わないと。道立羽幌病院のシステムとは合わないので、そういうことで断念した経緯がございます。おっしゃるとおり、可能であればうちのほうも予算つけて進むことであれば北海道とも相談しながら進めたいと思っておりますので、この後また今の質問で課長に答弁していただきますので。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 私が最後でいいのかどうかちょっとわからないのですが、最後に町長の答弁の中でも答えていますように、今後の地域ということ考えたときに、これだけ情報通信というものが発達している中でそれを利用しない手はないなというふうには十分思っております。それと、地続きではないという状況を考えますと、離島との一番身近なものとしてはこの通信を活用していくということでは、文字だけではな

く画像もというところも含めて今後考えていかなければ、本当におっしゃるように真剣に考えていかなければいけないところだというふうには認識をしております。道のほうとも今後もう少し密に連絡をしながら話を詰めていって、町長からも可能なことをできるだけ考えなさいということの指示は受けておりますので、今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） これで10番、寺沢孝毅君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 2時53分)